ニ　その雇用する労働者の平均継続勤務年数
ホ　その雇用する労働者に対する研修の内容
ヘ　その雇用する労働者が自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助の有無並びにその内容（チに掲げる事項を除く。）
ト　新たに雇い入れた新規学卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度の有無
チ　その雇用する労働者に対してキャリア・コンサルティング（職業能力開発促進法第十条の三第一号の情報の提供、相談その他の援助をいう。）の機会を付与する制度の有無及びその内容
リ　その雇用する労働者に対する職業に必要な知識及び技能に関する検定に係る制度の有無並びにその内容
ヌ　その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度における平均した一月当たりの所定外労働時間
ル　その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度において取得した有給休暇の平均日数
ヲ　育児休業の取得の状況として、次に掲げる全ての事項
(1)　その雇用する男性労働者であって、直近の事業年度において配偶者が出産したものの数及び当該事業年度においてその雇用する労働者であって、直近の事業年度において育児休業をしたものの数
(2)　その雇用する女性労働者であって、直近の事業年度において出産したものの数及び当該事業年度において育児休業をしたものの数
ワ　役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合
五　次のいずれにも該当しない者であること。
イ　法第十四条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者（当該取消しの日前に第五条の規定による申出をした者（ロからトまでに掲げる者に該当することによりこの号に掲げる基準に該当しなくなった旨の申出をした者を除く。）を除く。）
ロ　過去三年間に職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十五条第二項第二号の規定による取消し又は撤回（当該取消し又は撤回の対象となった者の責めに帰すべき理由によるものを除く。）を行った者
ハ　過去一年間に労働者に対する退職の勧奨又は労働者の解雇（労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く。）を行った者
ニ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下このニにおいて「暴力団員等」という。）、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
ホ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
ヘ　偽りその他不正の行為により雇用に係る国の助成金、補助金又は給付金（以下このヘにおいて「雇用関係助成金等」という。）の支給を受け、又は受けようとしたこと等により、当該雇用関係助成金等の支給要件を満たさなくなった者
ト　法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があると認められる者

第三条　法第十三条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
一　商品
二　役務の提供の用に供する物
三　商品、役務又は事業主の広告
四　商品又は役務の取引に用いる書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）
五　事業主の営業所、事務所その他の事業場
六　インターネットを利用する方法により公衆の閲覧に供する情報
七　労働者の募集の用に供する広告又は文書
（報告）

第四条　認定事業主（法第十三条第一項に規定する認定事業主をいう。以下同じ。）は、毎事業年度終了後一月以内に、認定状況報告書（様式第二号）に第一条の書類を添えて所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該一月以内に認定状況報告書を提出できないと所轄都道府県労働局長が認めた場合には、この限りではない。
（所轄都道府県労働局長に対する申出）

第五条　認定事業主は、第二条各号に掲げる基準に適合しなくなったときは、所轄都道府県労働局長にその旨を申し出ることができる。
（法第十五条第二項の厚生労働省令で定めるもの）

第六条　法第十五条第二項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
一　事業協同組合及び事業協同組合小組合並びに協同組合連合会
二　水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
三　商工組合及び商工組合連合会
四　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
五　農業協同組合及び農業協同組合中央会
六　生活衛生同業組合であって、その構成員の三分の二以上が中小事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。次号及び次条において同じ。）であるもの
七　酒造組合及び酒造組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が中小事業主であるもの
（法第十五条第二項の一般社団法人の要件）

第七条　法第十五条第二項の厚生労働省令で定める要件は、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主である一般社団法人であることとする。
（法第十五条第二項の承認中小事業主団体の基準）

第八条　法第十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　法第十五条第二項の相談及び援助として、次に掲げる事業をいずれも実施し、又は実施することが予定されていること。
イ　法第十五条第一項の青少年の募集及び採用を担当する者（以下「青少年募集採用担当者」という。）の確保を容易にするための事例の収集及び提供に係る事業
ロ　イに掲げるもののほか、青少年募集採用担当者が雇用される事業所における雇用管理その他に関する講習会の開催、相談及び助言その他の必要な援助を行う事業
二　前号の事業を適切に実施するために必要な体制が整備されていること。
三　その構成員である認定事業主の委託を受けて青少年募集採用担当者の募集を行うに当たり、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、当該青少年募集採用担当者の利益に反しないことが見込まれること。
（承認中小事業主団体の申請）

第九条　法第十五条第二項の規定により承認を受けようとする者は、その旨及び前条の基準に係る事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。